

令和5年(2023年)8月からの執行体制について

1 報告趣旨

令和5年(2023年)8月に実施を予定している執行体制の変更について報告する。

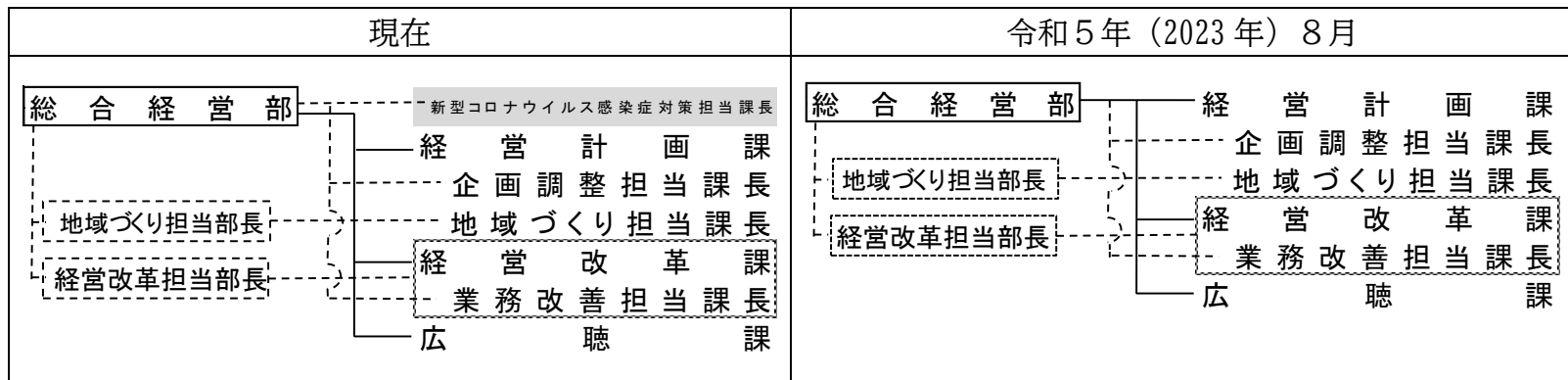
2 報告内容

(1) 総合経営部

ア 変更内容

新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)上の位置付けが5類感染症へ移行したことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策担当課長を廃止する。なお、今後、危機管理事案については生活安全部で一元的に対応する。

イ 組織機構図

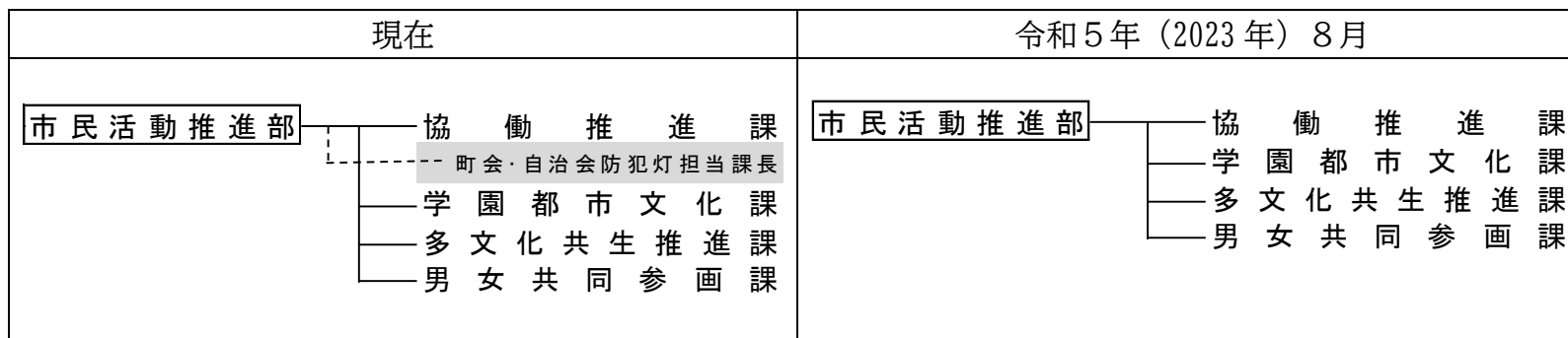


(2) 市民活動推進部

ア 変更内容

町会・自治会が設置・維持管理を行い、協働推進課が補助をしてきた公衆街路灯（防犯灯）及び防犯カメラに関する業務について、防犯灯の公有化に向けた取組が進捗してきたことから、今後は、地域の防犯活動の支援と一体的に安全・安心のまちづくりを進めるため、生活安全部へ移管する。

イ 組織機構図



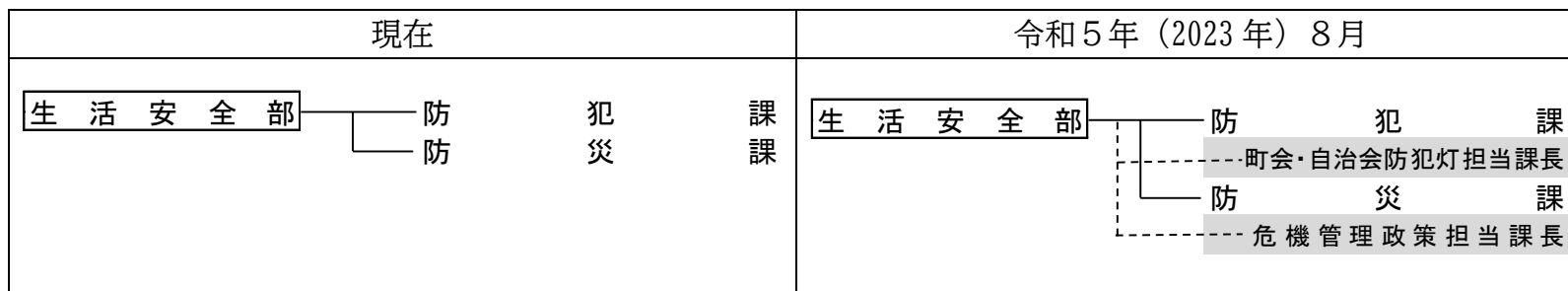
(3) 生活安全部

ア 変更内容

(ア) 頻発化・激甚化している自然災害及び新たな感染症等の多様な危機事案に対して迅速・的確に関係所管と連携して一元的に対応するため、「危機管理政策担当課長」を配置する。

(イ) 市民活動推進部から町会・自治会防犯灯及び防犯カメラに関する業務が移管されることに伴い、「町会・自治会防犯灯担当課長」を配置する。

イ 組織機構図

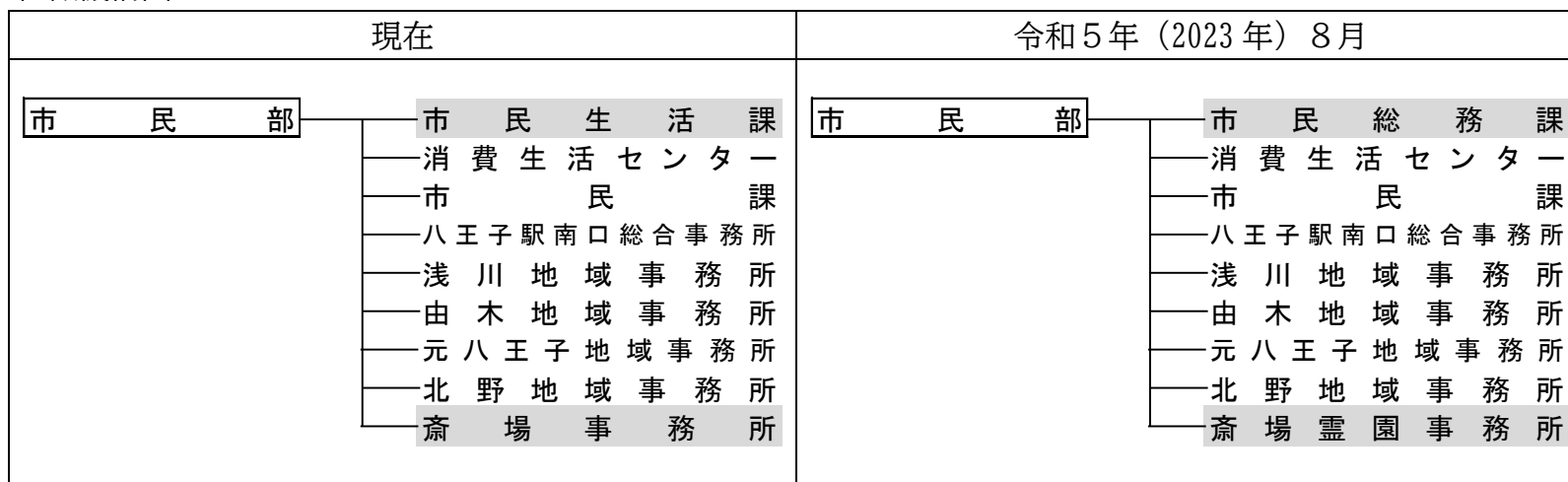


(4) 市民部

ア 変更内容

マイナンバーカードの急速な普及をはじめとする各種手続きのデジタル化・オンライン化を踏まえて、市民生活課が所掌している霊園管理等の業務を整理し、市民生活課を「市民総務課」に、斎場事務所を「斎場霊園事務所」に、それぞれ改称する。

イ 組織機構図

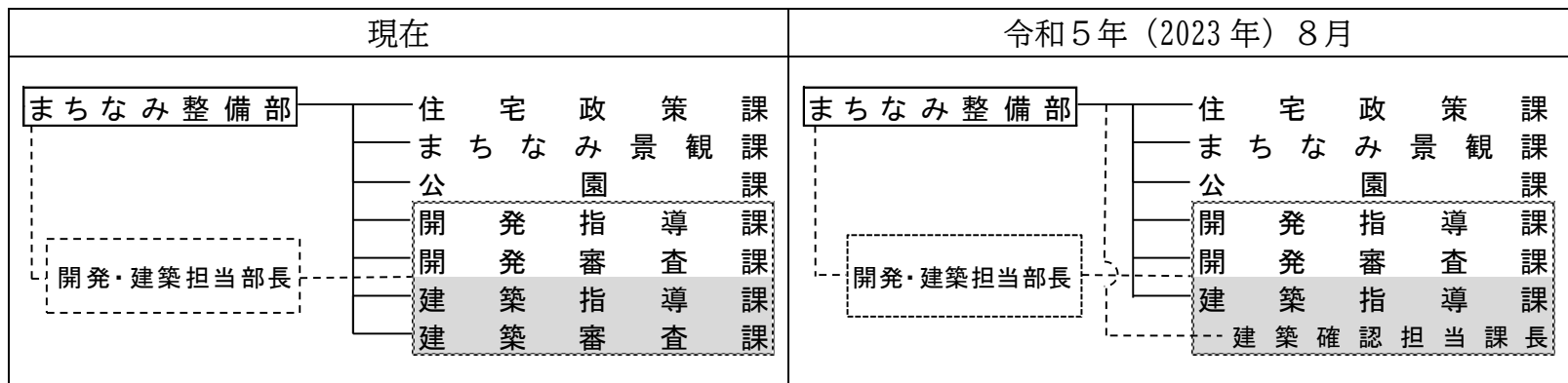


(5) まちなみ整備部

ア 変更内容

建築指導行政を一体的に進めることで、相談窓口の一本化と職員の建築指導行政全体の理解促進を図り、市民サービスを向上させるため、建築指導課及び建築審査課を統合して「建築指導課」を設置し、「建築確認担当課長」を配置する。

イ 組織機構図



3 施行日及び周知

(1) 施行日

令和5年(2023年)8月14日

(2) 市民への周知

広報はちおうじ8月1日号及びホームページで周知